

令和2年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第3回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年3月 5日(木)
- 2 招集通知日 令和2年3月 5日(木)
- 3 招集日時 令和2年3月17日(火) 午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(8名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 11番 小林 伸二 委員

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	西袋	円谷 正美	稲田	佐藤栄久男	小塩江	安藤 雅裕
大東	関根 要一	岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	齊藤 正人		

8 欠席農地利用最適化推進委員 古川 守 委員

9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	主 事	長谷川 匠

10 議 案

議案第 9 号 農用地利用集積計画について

議案第 10 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 6 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理に
ついて

報告第 7 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 8 号 災害復旧工事のための農地の一時転用届出書の受理について

報告第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の取下願出書の受
理について

報告第 10 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

11 その他

12 開 会 （午後 1 時 2 5 分）

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の
規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員
の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 10 番 高橋 純一 農業委員と 12 番大河原
一英 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 （午後 2 時 2 5 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第3回総会

令和2年3月17日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第9号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。

議 長 ここで、申請番号第20号は17番 二瓶農業委員、第100号は3番 小枝農業委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限」により退席を求め先に審議いたします。

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第20号並びに申請番号第100号についての説明がありました、質疑等はありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第20号並びに申請番号第100号に異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号第20号並びに第100号について計画通り決定することといたします。

議 長 ここで、二瓶委員、小枝農業委員の復席を求めます。

（二瓶委員、小枝農業委員 復席）

議 長 続きまして、申請番号第12号からの説明をお願いします。

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第12号からの説明がありました。

質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第9号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙

手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第9号「農用地利用集積計画について」は計画どおり決定することといたします。

次に、議案第10号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議長 只今の説明にご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第10号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第10号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

議長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員からお願いいたします。

二瓶農業委員 受理番号第13号について説明いたします。

譲渡人の相楽氏と譲受人の相楽氏は祖父と孫の関係にあります。昨年12月に農地の贈与がありましたが、当該地が抜けていたことが判明したため、今回の申請となったものです。

許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議長 次に受理番号第14号について、矢部推進委員願います。

矢部推進委員 受理番号第14号について説明いたします。

譲渡人の橋本氏は譲受人の橋本氏の母親です。譲渡人の夫が昨年

亡くなり、ほとんどの農地は譲渡人に移譲していましたが当該地が母親の名義であったため、お互いの話し合いで譲受人への無償による贈与となったものです。許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に受理番号第 15 号について、円谷推進委員、お願ひします。

円谷推進委員 受理番号第 15 号について説明いたします。

本案件は平成 30 年 7 月に出されておりましたが、事情があり取り下げた経緯がありますが、今回、諸事情が解消したため親から子への贈与となっており、許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に受理番号第 16 号について、齊藤推進委員お願ひします。

齊藤推進委員 受理番号第 16 号について説明いたします。

譲受人の岡部氏と譲受人の岡部氏とは親戚関係にあります。

譲受人の岡部氏は認定農業者であり、申請地において稲作及び野菜を作付しており、許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に受理番号第 17 号について、安藤推進委員お願ひします。

安藤推進委員 受理番号第 17 号について説明いたします。

申請地は譲受人の柳沼氏が耕作している農地に隣接しております。譲渡人は高齢で後継者もないことから、売買による移転の話がまとまったものです。価格についてもお互いの話し合いでまとまったものであり、許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に受理番号第 18 号について、秋山推進委員お願ひします。

秋山推進委員 受理番号第 18 号について説明いたします。

譲渡人の吉田氏と譲受人の吉田氏は親戚の関係にあります。

申請地は 20 年ほど前から譲受人の吉田氏が耕作していたようです。価格についてもお互いの話し合いでまとまったものであり、許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に受理番号第 19 号について、関根推進委員お願いします。

関根推進委員 受理番号第 19 号について説明いたします。

譲渡人の関根氏とは同じ地区の知人同士です。

申請地は譲受人の溝井氏の自宅前にあり、母畑開発で一部残された土地です。

当該地は耕作するに不便であるため、譲渡人から譲受人へ相談があり売買ということで話がまとまったものです。価格についてもお互いの話し合いでまとまったものであり、許可上、問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に受理番号第 20 号について、佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします

申請地は譲受人の佐藤氏の農地に隣接しており、以前から売買の話があり、価格についてもお互いの話し合いでまとまったものであり、許可上、問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議 長 次に、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

申請地は約 10 年間、耕作放棄地でありましたが、太陽光発電を行う譲受人の丹野氏から譲渡人の熊田氏に話があり、売買の話がまとまったものです。

除草については機械で刈り取りを行い、排水についても東側にある U 字溝に流すとのことです。

現地は水田であったため、平であり土砂の流失はないものと思われます。

許可上、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 8 件です。

○報告第 6 号「農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 7 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 8 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について」 3 件です。

○報告第10号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」
4件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

議 長 他に皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

○農業委員会に関する不祥事と法令遵守について

○岩瀬きゅうり担い手育成事業研修生募集について

議 長 ほかになければ、これにて令和2年度第3回須賀川市農業委員会
総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。